

宇治市監査委員公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 30 年 12 月 25 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 30 年 9 月 19 日（宇治市監査委員公表第 14 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 市長公室 人事課

監査期間 平成 30年6月1日 ~ 7月20日

| 監査結果（指摘事項） | 措置状況等（改善内容） |
|--|--|
| 1 実地調査において確認することができない備品が見受けられた。速やかに改善され、適正な備品管理に努められたい。 | 配置先不明の備品について、全庁的な一斉調査を含む調査を行った後、備品台帳については、実態に即したものとなるように適正化を図った。今後新たな不明分が生じることを防ぐために人事課所有の備品を各部署に移管する場合については、記録と所管換の手続きを徹底して行っていく。 |